

2024 年度 大学院春季入試（法律学専攻）
博士課程（前期） 民事法演習(民法・松原孝明)
専攻科目 民事法演習

【合否判定の方法】

・一般1方式《外国語科目》《専攻科目》《面接》

提出書類、外国語科目と専攻科目の筆記試験の成績、および面接の成績を総合的に評価し、合否を判定する。

一般2方式《専門科目》《専攻科目》《面接》

提出書類、専門科目と専攻科目の筆記試験の成績、および面接の成績を総合的に評価し、合否を判定する。

【合否判定の基準】

法律学専攻の入学受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に基づき、提出書類、筆記試験の結果、および面接の結果を総合的に評価し、研究計画の妥当性および博士前期課程における研究遂行能力の有無を判断する。

1 試験日 2025 年 2 月 15 日

2 科目 民事法演習(民法・松原孝明) (100 点満点)

3 出題意図

本問は、民法 709 条における「権利侵害」要件が「違法性」へと展開した歴史的・理論的経緯と、現代の不法行為法の判断枠組みを正確に理解しているかを問うものである。具体的には、厳格な権利概念に固執し責任を否定した「雲右衛門事件」から、法的保護に値する利益の侵害で足りると転換した「大学湯事件」への大審院判例の変遷と、この実務の動きを「権利侵害から違法性へ」と理論づけた「末川博」博士の功績を正確に論述できるかを評価する。その上で、現在の判例・通説である「相関関係説」に言及し、被侵害利益の種類や重要性と、侵害行為の態様（不当性）とを相関的に総合考量して違法性を判断するという、現代の動的な要件論の構造を体系的に説明できるかを測る。単なる知識の暗記ではなく、不法行為法の発展のプロセスを捉え、精緻な解釈論を展開する法的思考力を確認する意図がある。

以上